

家族の絆物語

遺言代用信託

Future

Nope

Relief

Trust

万一に備えて。

「お金はあるのに、下ろせない?!」
そんなまさかをご家族に遺したくない方へ。

葬儀費用や当面の生活費には、預金よりも簡単に、よりスムーズに引き出せる
「**家族の絆物語**」をおすすめします。



CHECK 1

ご主人がお亡くなりになった場合、
たとえ奥さまでもすぐには預金を引き出せません。

銀行は、預金者の死亡を確認すると、死亡した人の預金口座について
入出金停止の設定をします。



CHECK 2

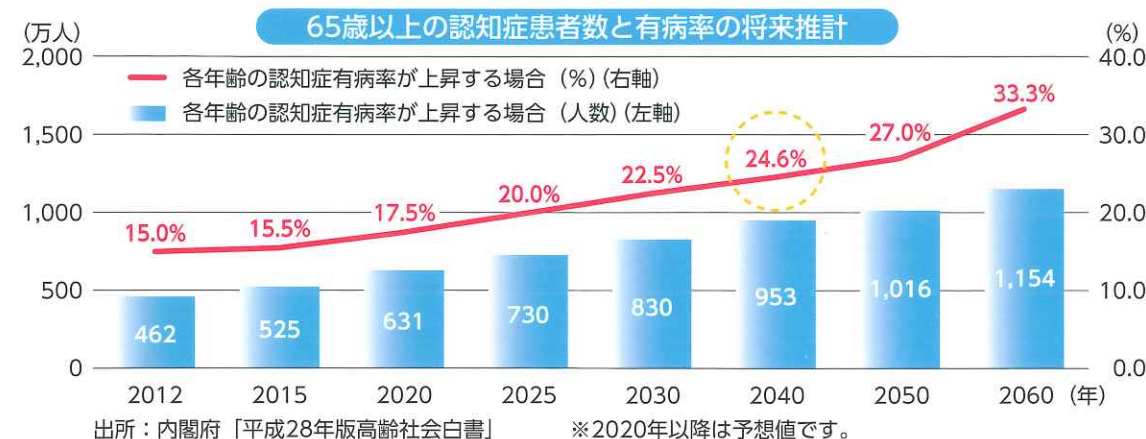
相続の手続きには、奥さまとお子さま、
さらにご親戚との話し合いが必要に
なる場合もあります。

銀行への届け出書類の例

- 故人の出生から死亡までの戸籍謄本・住民票
- 相続人全員の戸籍抄本・印鑑証明書・住民票・実印
- 遺産分割協議書
- 所有者登録のある財産書類等

ご存じですか？

予防医学や、それに伴う高齢者への生活改善指導によって各種疾病の有病率が引き下げられてきていますが、代わって増加の一途をたどっているのが認知症です。患者数は2040年には24.6%（約4人に1人）にまで増えると予想されています。
認知症になると、判断能力が低下するため、預金の解約や契約行為ができなくなります。
早めの相続対策でご家族が安心して生活できるよう、お客さまの「想い」を今のうちから準備することが大切です。



そんなことにならないために

「家族の絆物語」

おすすめの理由はこちら



「家族の絆物語」の特長



特長
1

安心の
元本保証です。

元本が保証されている
商品なので安心です。

特長
2

中途解約が
無料でできます。

中途解約ができる
商品なので安心です。
(ただし全部解約のみとなります。)

特長
3

年1回、**配当金**を
支払います。*

配当金のお知らせや契約の
明細などを郵送します。

信託した財産は**遺産分割協議の対象外**。遺留分については
十分ご注意ください。

遺言書を作成することなく、資金の受取人を決定できます。

申し込みは100万円から。手軽に始められます。

相続の際は、**全額を一括で受け取る**ことができます。

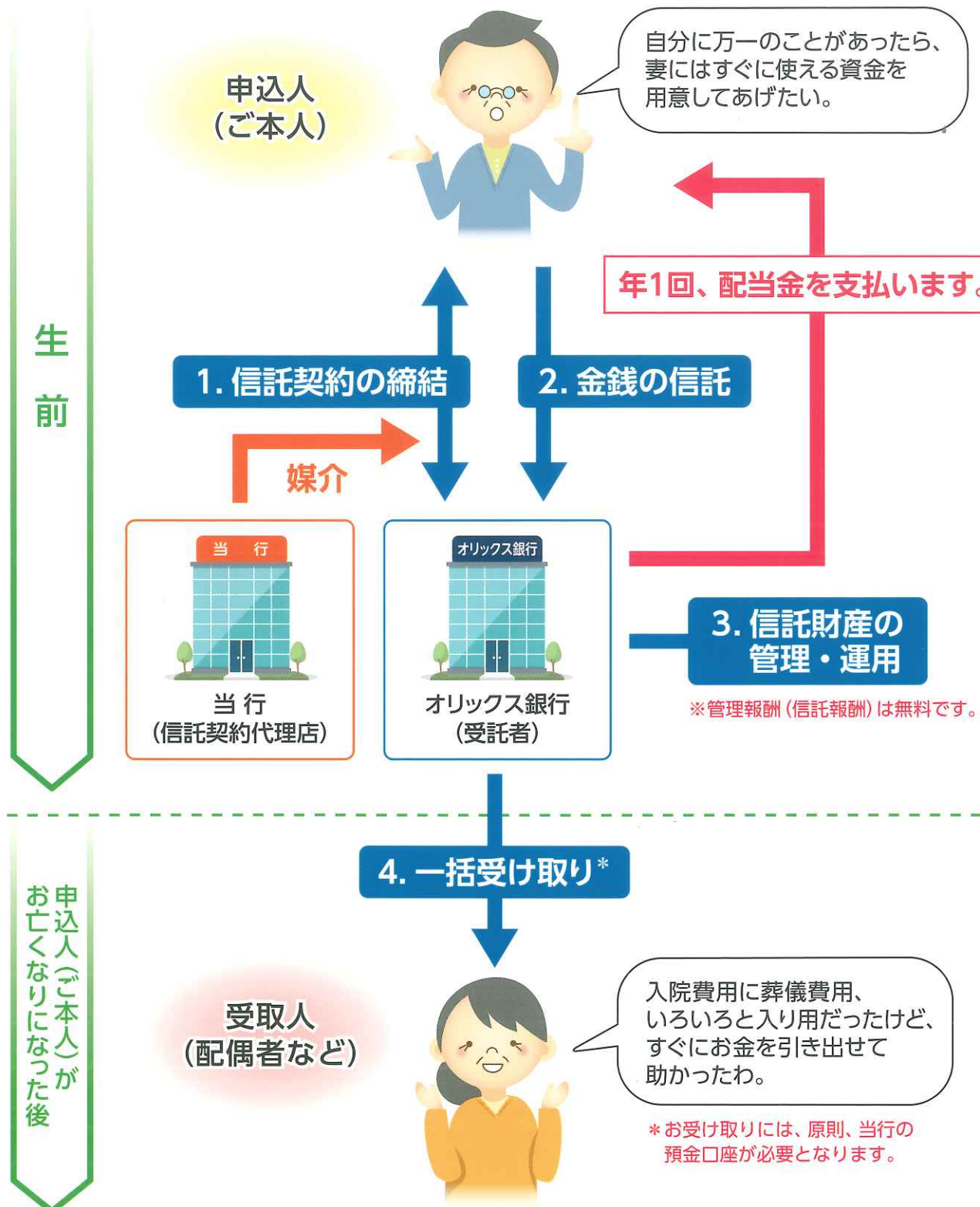
※本商品は、確定利回り商品ではありません。

相続が発生したとき、複雑な手続きに
悩まされることなく、スムーズに受取人が
資金を一括で受け取ることができます。



「家族の絆物語」の仕組み

申込人(ご本人)からお預かりした資金を、
申込人(ご本人)に相続が発生した際に、あらかじめ指定
いただいた受取人の方に一括でお渡しする仕組みです。



相続発生時の資金のお受取方法

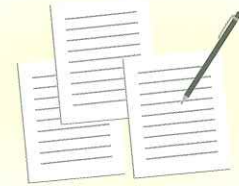
当行へのご連絡

まずは受取人から電話してください。
手続きの詳細を案内します。
「証書」「受取人指定のお知らせ」などを
手元に準備いただくとスムーズに案内できます。



書類の準備とご提出

お受け取りに必要な書類を用意いただき、
当行の窓口にご来店ください。
提出いただく書類の詳細については、
下段の「お受け取りに必要な書類など」をご覧ください。

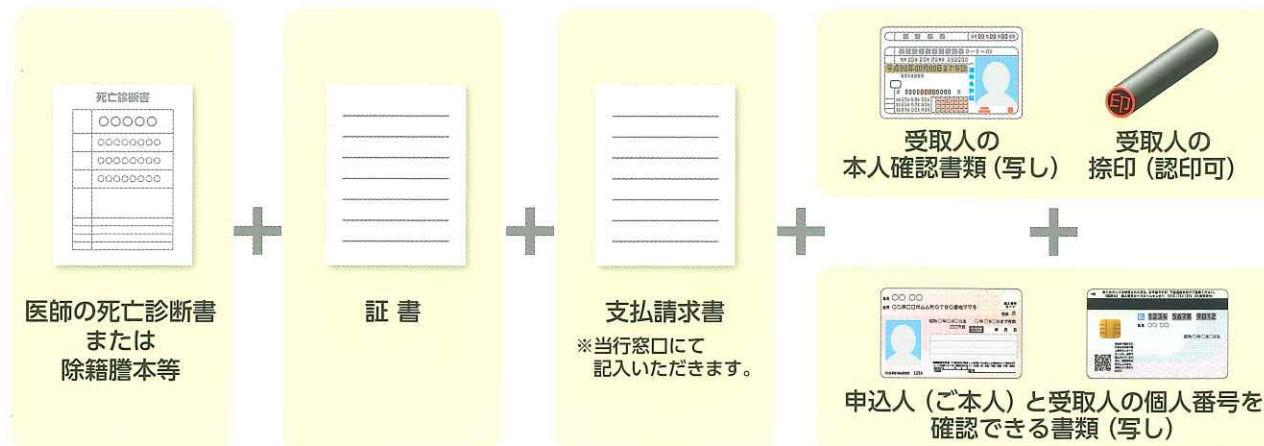


資金のお受け取り

当行の窓口にて手続きいただきます。
原則、手続きいただいた当行預金口座での
資金のお受け取りとなります。



■ お受け取りに必要な書類など



「家族の絆物語」に関するQ&A

Q 証書はいつ頃届きますか？

A 信託設定日から1週間程度で郵送
します。

Q 受取人を複数指定することは
できますか？

A できます。ただし、受取人を複数指定
する場合は、受取人ごとに契約が
必要です。

Q 収益金はいつ入りますか？

A 毎年、信託契約日が属する月と同一
月の最終営業日を期日として計算
され、5営業日目に支払います。

Q 受取人を変更することは
できますか？

A できません。受取人の変更をご希望
の場合は、本契約を解約のうえ、
新たに申し込みいただく必要があり
ます。

Q 中途解約はできますか？

A できます。ただし一部解約はできま
せん。当行までご連絡ください。

Q 契約後、受取人にお知らせは
届きますか？

A 受取人に指定されたことを知らせる
通知書を郵送します。

Q 相続発生時には、最短何日くらい
でお金を受け取れますか？

A 受取人から必要書類を当行へ提出
いただき、オリックス銀行にて書類
の完備を確認後、原則、5営業日目
に当行の預金口座に支払われます。

※信託金の支払いができない期間があり
ますのでご注意ください。

※受取人による信託財産のお受け取りは、
原則、受取人名義の当行の預金口座に
よるものとします。

Q 相続人が受け取る資金は、
相続税の対象となりますか？

A 相続税の課税対象となります。
なお、被相続人の他の財産と合算
した財産額が、相続税の基礎控除額
を超える場合、相続税の申告が必要
です。税務上の取り扱いの詳細に
ついては、税理士や所轄税務署など
にご確認ください。

商品について

お申込金額	100万円以上3,000万円以下（100万円単位） ※申込人（ご本人）が保有する金融資産の1/3までの金額とさせていただきます。
申込手数料	申込金額の1.1％に相当する金額（消費税込み）を信託金と一緒にお支払いいただきます。
信託期間	信託契約日から相続発生に伴う信託金交付の承認日等まで
信託報酬	・管理報酬はかかりません。 ・運用報酬は、毎年の計算期日および信託終了日に、合同運用指定金銭信託の運用収益からお客さまへの収益金および信託財産に関する租税その他信託事務の処理に必要な費用を差し引いた金額（信託元本に対して年0.01％から3.00％の範囲内）です。
信託財産の受取人のご指定	日本国内に住所を有する個人で、後見人等代理人を必要としない方をご指定ください。信託契約日において未成年の方を指定いただくことはできません。
中途解約について	信託終了日前に、オリックス銀行所定の時期および方法により信託契約を中途解約することができます。（一部解約不可） ただし、信託金をお支払いできない期間がありますので、詳しくは商品説明書をご確認ください。

注意事項

●申込人（ご本人）、および受取人（相続人となることが予定される方を指名いただきます）は、未成年者を除く、日本国籍を有し、日本国内に住所を有する個人で、代理人を必要としない方に限ります。●他の相続人の遺留分を侵害している場合には、受取人への支払いができないことがあります。相続人の方の遺留分等を考慮いただき金額を決定してください。●申し込みに際し、受取人等に本商品を契約する意思をお伝えいただくことをお勧めします。●管理報酬はかかりません。運用報酬として、運用収益から申込人（ご本人）への収益金および信託事務の処理に必要な費用等を差し引いた金額をオリックス銀行（受託者）は受領します。●受取人による信託財産の受け取りは、原則、受取人名義の当行の預金口座によるものとします。当行の預金口座をお持ちでない場合には開設が必要です。●申し込みの取り消しは、募集期間の経過後は受け付けません。中途解約をご希望の場合は、信託設定後に手続きをお願いします。この場合、申込手数料は返金されませんのでご注意ください。●この商品は金銭信託であり、預金とは異なります。予定配当率はこれを保証するものではなく、オリックス銀行は利益の補足を行いません。●オリックス銀行は、信託元本に万一欠損が生じた場合はこれを完全に補てんします。ただし、オリックス銀行に預金保険法に定める保険事故等が発生した際には履行できない場合があります。●この商品は預金保険制度の対象です。詳しくは、商品説明書および約款をご確認ください。

『家族の絆物語』のご用命はこちらまで

当行は、この商品に係る信託契約の締結を媒介します。締結の代理は行いません。お客さまとオリックス銀行（所属信託兼営金融機関）が契約の当事者です。当行は、お客さまからこの商品に係る財産の預託を受けることについて、オリックス銀行から権限の付与を受けています。